

災害時の救援活動に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と天理教災害救援ひのきしん隊北海道教区旭川支部隊（以下「乙」という。）は、災害時の救援活動に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内に地震、風水害、大規模な事故等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する災害復旧等を円滑に進め、被害の拡大防止と市民生活の早期安定を図るために必要とする乙の救援活動に関し必要な事項を定めることにより、迅速な被災地域の復旧等に資することを目的とする。

（救援活動の内容）

第2条 乙は、主として次の救援活動を行うものとする。

- (1) 災害復旧活動
- (2) 避難所支援活動
- (3) その他甲が必要と認める救援活動

（要請方法）

第3条 甲が乙に対して、救援活動に関する要請を行う場合は、文書（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（救援活動の実施等）

第4条 乙は、甲から救援活動に関する要請を受けた場合は、乙が災害により被災するなどの特別な事情を除くほか、極力これに応じ救援活動を実施するものとする。

2 乙は、甲からの救援活動に関する要請に応じ救援活動を実施した場合は、甲に対し、文書（様式2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により報告し、事後に文書を提出するものとする。

（費用の負担等）

第5条 第2条に定める救援活動は無報酬とし、当該活動に係る交通費、飲食費、宿泊費、災害補償等の費用は、自己負担とする。

（支援）

第6条 甲は、乙の救援活動が円滑に行われるよう、支援に努めるものとする。

2 甲は、主として次の支援に努めるものとする。

- (1) 飲料水の確保

- (2) トイレの確保
- (3) 宿営場所の確保
- (4) その他の必要な支援

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、救援活動等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、様式3号により、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月2日

甲 旭川市

旭川市長

西川将



乙 天理教災害救援ひのきしん隊

北海道教区旭川支部隊 隊長 今井浩

